

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
米子コンベンションセンター催事進行管理システム構築業務 一式
- (2) 業務の仕様
入札説明書による。
- (3) 業務の場所
鳥取県米子市末広町 294
米子コンベンションセンター
- (4) 業務の期間
契約日から 2026 年 12 月 21 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスに登録されている者であること。
- (3) 調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県米子市、境港市、西伯郡又は日野郡に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当課

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
米子コンベンションセンター 施設利用担当

4 配布資料

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）
- (3) 質問書（様式第 2 号）
- (4) 委任状（様式第 3 号）
- (5) 入札書（様式第 4－1 号、第 4－2 号）
- (6) 契約保証金免除申請書（様式第 5 号）

5 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒683-0043 米子市末広町294
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
米子コンベンションセンター 施設利用担当
電話 0859-35-8111
電子メール management@bigship.or.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、2026年9月16日（水）から同年9月30日（水）までの間にインターネットの米子コンベンションセンターのホームページ（<http://www.bigship.or.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

2026年9月16日（水）から同年9月30日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

2026年10月7日（水）午後1時30分 即時開札

イ 場所

米子市末広町294 米子コンベンションセンター 第5会議室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより5(1)の場所に2026年9月25日（金）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問に対する回答については、2026年9月28日（月）までに、インターネットの米子コンベンションセンターのホームページ（<http://www.bigship.or.jp/>）によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、8の事前提出資料を作成の上、2026年9月30日（水）までに、5(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出資料は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

8 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- ・入札参加資格確認書（様式第1号）

9 入札参加資格の審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を2026年10月1日（木）までに通知する。

- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー理事長に対し、入札参加資格がないとした理由について、2026年10月5日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー理事長は、説明を求めた者に対して2026年10月6日(火)までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
- ア 入札書(様式第4-1号又は様式第4-2号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記載すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、1の(4)で示す業務の期間に係る総額を見積もった額とすること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第3号)を5の(4)の場所に提出しなければならない。
- (6) 委任状及び入札書の宛名は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 石村隆男 とする。
- (7) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、入札書の記載内容をまっ消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (10) 入札参加者は、入札執行前及び入札執行中にあっては、いつでも入札を辞退することができる。
- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、入札実施要領、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
- 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
- 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

- (5) 委任状のない代理人の入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (7) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (8) 入札実施要領、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (9) 記名のない入札書による入札
- (10) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (11) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

13 最低制限価格について

本件入札には、入札実施要領第 9 条に基づき、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、入札実施要領第 7 条に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者がカ又はキに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 11 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を5の（1）の場所に提出すること。